

使える!

中小企業 支援情報

第4回

投資育成から
中小企業庁に出向中の職員が、
中小企業を支援するための
支援策等についてご紹介します。

「研究開発税制」 を使って、企業の 「研究開発力・サービス 開発力」を強くする

中小企業技術基盤強化税制の活用について



中小企業庁
長官官房参事官室 政策調整専門官
しむら
清村和貴
(当社から出向中)

企業が研究・開発に要した費用を法人税から控除できる研究開発税制ですが、平成29年度の税制改正で、従来のものづくりの研究開発に加え、ビッグデータ等を活用した第4次産業革命型の「サービス」の開発が支援対象になりました。今回は、この研究開発税制について平成29年度の税制改正を交えてお伝えしたいと思います。

研究開発税制の仕組み

研究開発税制とは、青色申告を行っている法人が研究開発に費やした試験研究費の一定額を、その事業年度の法人税額から控除できるという制度です。【図1】は平成29年度税制改正後の研究開発税制の枠組みを示したものです。今回の税制改正で左記3つの類型になりました（平成29年度の税制改正で、従来の「増加型」が廃止となりました）。

A 総額型

試験研究費総額にかかる控除制度（大企業の場合と中小企業等の場合で控除率が異なります）

B オープンイノベーション型

大学や国の研究機関、企業等と共同・委託研究の費用総額にかかる控除制度（Aの総額型に加えて控除が可能となります）

C 高水準型

試験研究費の対売上高試験研究費率が10%を超えた場合の制度（上乗せ措置）
単独で研究開発を行っている中小企業は「総額型」を使い、前号で紹介した産業技術総合研究所や公設試験研究機関等の公的研究機関や大学等と共同で研究を行っている場合は「オープンイノベーション型」を併用するという利用イメージになります。

なお、この「総額型」における中小企

業者向けの税制を「中小企業技術基盤強化税制」と呼びます。ここでの中小企業者とは、「資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人等」を指し、中小企業基本法の定義における中小企業者とは異なりますのでご注意ください。

平成29年度税制改正でのポイント

今回改正となった事項のうち、本記事では以下の2点に注目したいと思います。

- ①「投資増加インセンティブ」の仕組みの導入
- ②第4次産業革命型の「サービス」の開発を支援対象に追加

「投資増加インセンティブ」の仕組みの導入

まず、「投資増加インセンティブ」

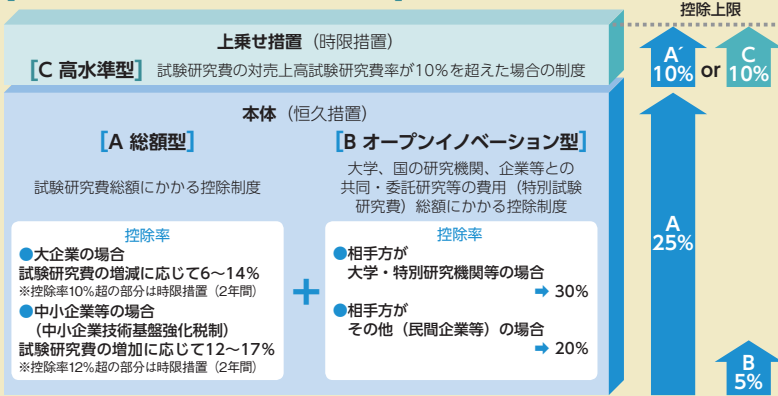
の仕組みの導入についてですが、これは中小企業等の「総額型」の控除率が、試験研究費の増減に応じて変動するようになったものです。今回の改正により、大企業の場合は改正前の8〜10%から、改正後は6〜14%になりました。一方で、中小企業等の控除率は、改正前は一律12%だったものが、試験研究費の増加に応じて最大17%まで引き上げられるとともに、さらに、試験研究費の増加率が5%超の場合は、法人税額の控除上限額も従来の25%から35%まで引き上がる仕組みになり【図2】、支援が強化されました*（*控除率が12%超の部分および控除上限の10%上乗せは、平成29年度から2年間の時限措置となります）。

第4次産業革命型の「サービス」の開発を支援対象に追加

今回の改正によるポイントの2つ目は、

図1 ● 研究開発税制の制度概要（平成29年度税制改正後）

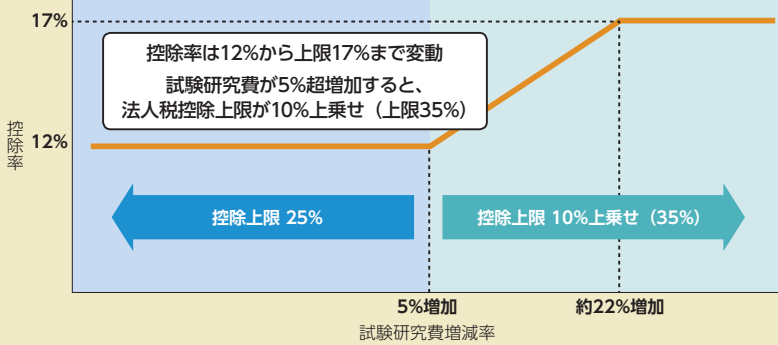
【適用期限：時限措置については平成30年度末まで】



※総額型の控除上限（A'）について、①対売上高試験研究費率が10%超の場合、その割合に応じて0~10%を上乗せ。②中小企業技術基盤強化税制について、試験研究費増加割合5%超の場合、10%上乗せ。ただし、いずれも高水準型（上記C）と選択制。
 出典：経済産業省「平成29年度経済産業関係 税制改正について」より抜粋、追記

図2 ● 中小企業者向け（中小企業技術基盤強化税制）の支援の上乗せ

試験研究費の増加割合が5%を超える場合の控除率：12% + (増加割合 - 5%) × 0.3
 ※ただし、税額控除率の上限は17%



※控除率が12%超の部分及び控除上限の10%上乗せは時限措置（2年間） ※控除上限上乗せと高水準型は選択制
 出典：経済産業省「平成29年度経済産業関係 税制改正について」より抜粋、追記

図3 ● サービス開発のイメージと対象となる事例

サービス開発のイメージ	対象となる事例
データの収集 センサー等を活用して、自動的に種々様々なデータを収集	自然災害予測サービス ドローンにより山地の地形や土砂、降雪状況等を収集・分析 → 的確な自然災害予測を提供
データの分析 専門家が、AI等の情報解析技術によってデータを分析	農業支援サービス センサーにより農地の温度や湿度等を細かく収集・分析 → 効果的な農作業情報を配信
サービスの設計 データの分析によって得られた一定の法則性を利用した新たなサービスを設計	ヘルスケアサービス ウェアラブルデバイスにより個人の健康状態を細かく収集・分析 → 健康維持サポート情報を配信
サービスの適用 当該サービスの再現性を確かめる	観光サービス ドローンや人工衛星により自然界や生態系情報を細かく収集・分析 → 観光情報（オーロラやクジラが見られる等）を配信

出典：経済産業省「平成29年度経済産業関係 税制改正について」より抜粋、追記

経済産業省 研究開発税制のホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax.html

研究開発税制についてのお問い合わせ先

産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課

Tel. 03-3501-1778（直通）

※本資料は研究開発税制に関する概要を簡潔に説明するためのものです（2017年2月末時点の情報）。実際のご活用にあたっては、顧問税理士等の専門家にご相談ください。

研究開発の支援対象が「サービス」の開発まで広まったことです【図3】。これまでの研究開発税制では試験研究費の対象が「製品の製造又は技術の改良に要する費用」となっていました。今回の改正により、ビッグデータ等を活用した第4次産業革命型のサービスの開発にも適用されることになりました。

中小企業が研究開発税制を活用する上での留意点
 研究開発を行うにあたり、費用の大きな部分を人件費が占めると思われますが、試験研究費の対象となる人件費とは、「専門的知識をもってその試験研究の業務に専ら従事する者に係るもの」とされています。一方で、中小企業の場合、試験研究以外の業務を兼務することも多いでしょう。このような場合、①研究開発のプロジェクトにおける業務（設計、試作、開発等）のうち、その担当者がその担当業務が行われる期間において専属的に従事すること、②当該プロジェクトにとってその担当者の専門的知識が不可欠であり、担当

業務が欠かせないこと、③担当者の従事期間が相当期間（1カ月程度）あること、④担当者の担当業務への従事状況が明確に区分されており、その人件費が適正に計算されていること——これらの条件を満たせば、「専ら従事する者」に該当するとされています。兼務担当者については、試験研究に従事した期間や費用が明確にわかるよう、日報等を作成しておくことが望ましいとされています。また、人件費以外の費用においても、日常業務と研究開発に要した費用とを明確に区分した証ひよ

うを作成しておきましょう。
まとめ
 今回の税制改正によって中小企業者向けの研究開発税制は控除率・控除上限が強化されたこと、また支援対象に第4次産業革命型のサービスの開発が追加されたことで、利用の幅が広がりました。詳細については、今後、法律等が施行される4月以降に明らかになってくる予定です。ぜひ有効活用して「稼ぐ力」を高めていただければと思います。